

見直しに向けた研究課題等の洗い出し 大分類H生産工程従事者

1 説明

生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手動具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理検査する仕事、製版・印刷・製本の作業、生産工程で行われる仕事に関連する仕事及び生産に類似する技能的な仕事に従事するものをいう。

2 分類の体系

			作業形態	
			主に機械設備の制御・監視 (間接処理)	主に道具等を用いた製造・加工処理 (直接処理)
生産 工 程	製造加工	金属製品	中分類 49「生産設備制御・監視従事者（金属製品）」	中分類 52「製品製造・加工処理従事者（金属製品）」
		金属製品以外	中分類 50「生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）」	中分類 53「製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）」
	組立	機械	中分類 51「機械組立設備制御・監視従事者」	中分類 54「機械組立従事者」
	整備・修理		中分類 55「機械整備・修理従事者」	
	検査	金属製品	中分類 56「製品検査従事者（金属製品）」	
		金属製品以外	中分類 57「製品検査従事者（金属製品を除く）」	
		機械	中分類 58「機械検査従事者」	
	その他		中分類 59「生産関連・生産類似作業従事者」	

→ 大分類H生産工程従事者の職業分類項目別従業者数は資料2－1のとおり。

※ 国勢調査では、製造物別に分類項目を統合している。

3 第5回改定における見直し

- ・生産活動の結果作り出される製品別に設定されていた旧大分類Iの垂大分類「I-1 製造制作作業員」を、各種製品を製造する生産工程から、横断的に共通部分として考えられる「製造・加工」、「組立」、「整備・修理」、「検査」

の4区分に区別し再編

- ・「製造・加工」及び「組立」については、作業形態に着目し、主に自動化された生産設備を操作する仕事＝「生産設備制御・監視従事者」と道具等を用いて直接、製造・加工、組立を行う「製品製造・加工処理従事者」、「機械組立従事者」に区別。

現行（平成21年設定）	旧（平成9年改定）
大分類 H－生産工程従事者	大分類 I－生産工程・労務作業
49 生産設備制御・監視従事者（金属製品）	I-1 製造・制作作業 51 金属材料製造作業 55 金属工作機械作業
50 生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	52 化学製品製造作業 53 窯業製品製造作業 54 土石製品製造作業 61 精穀・製粉・調味食品製造作業 62 食料品製造作業（精穀・製粉・調味食品製造作業を除く） 63 飲料・たばこ製造作業 64 紡織作業 65 衣服・繊維製品製造作業 66 木・竹・草・つる製品製造作業 67 パルプ・紙・紙製品製造作業 68 印刷・製本作業 69 ゴム・プラスチック製品製造作業 70 革・革製品製造作業 71 装身具等身の回り品製造作業 72 その他の製造・制作作業
51 機械組立設備制御・監視従事者	57 一般機械器具組立・修理作業 58 電気機械器具組立・修理作業 59 生産関連・生産類似作業従事者 60 計量計測機器・光学機械器具組立・修理作業
52 製品製造・加工処理従事者（金属製品）	
53 製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	
54 機械組立従事者	
55 機械整備・修理従事者	
56 製品検査従事者（金属製品）	
57 製品検査従事者（金属製品を除く）	
58 機械検査従事者	
59 生産関連・生産類似作業従事者	72 その他の製造・制作作業

4 第5回改定の検討過程と反映されなかったご意見

① 第7回検討委員会

- ・鉄鋼、化学繊維、家電、食品の製造に関する4事業所からヒアリング

② 第8回検討委員会

- ・現行のくくり方が細かい。大きくくりにするときの枠組みをどう考えるか
- ・機械操作の仕事、集中管理の操作盤の仕事、手作業の仕事の区分はどう

か？

←調査票から、オペレーターや機械操作が読めないのではないか。

③第17回検討委員会

- ・従来の中分類18を12に集約。
- ・各中分類に製品の検査作業従事者を設定。

←小分類の数字は、産業分類の情報を使えばいつでも取れるのではないか。

この分類は価値ある情報をほとんど生み出していないのではないか。

- ・国際分類を踏まえ、機械操作の仕事と手作業の熟練を要する仕事を分けてはどうか。
- ・同じものを作る仕事で、機械作業をする人とそうでない人がいたときに、その区分が果たしてうまくできるのか。

④第19回検討委員会

- ・産業別の区分から仕事の内容別（工程別）に変更

←調査票の回答から区分は困難。

- ・オペレーターの範囲（機械の範囲）はどう考えれば良いのか

←「生産設備操作・監視」を中央制御監視室などに区切ってしまうと明確になるのではないか。

⑤第20回検討委員会

- ・機械生産を主に担当する仕事と熟練の技術を必要とする仕事でもう1区切りできないか。
- ・手作業でやる職人を別扱いにできるのならば、その方が望ましい。

⑥第22回検討委員会

- ・手工的技能を中分離として切り出すことは困難

5 国際標準職業分類、厚生労働省編職業分類との比較

（1）国際標準職業分類との比較

- ・日本標準職業分類において、大分類Hに位置付けられている職業は、ISCO-08において、大分類7【技能工及び関連職業従事者】及び大分類8【装置ないし機械の運転作業員、組立工】に位置付けられていた。
- 分類項目表は資料2-2のとおり。

（2）厚生労働省編職業分類との比較

- ・ハローワーク等実務における取扱件数を考慮して【52 製品製造・加工処理従事者（金属製品）】、【53 製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）】、【54 機械組立従事者】及び【59 生産関連・生産類似作業従事者】について、細分化。
- ・ハローワーク等実務における取扱件数等を考慮して、【50 生産設備制御・

監視従事者（金属製品を除く）】、【53 製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）】及び【57 製品検査従事者（金属製品を除く）】について、食料品等を分割し、中分類項目として設定

→ 比較表は資料2-3のとおり。

6 本改定に向けたヒアリング等で寄せられた意見

- ・統計調査で把握が難しい分類項目になっており、統合を検討してはどうか。

例：「生産設備制御・監視従事者」と「製品製造・加工従事者」

- ・【55 機械整備・修理従事者】について、情報通信機器に関する整備・修理を行う生産従事者の扱いを説明に記載してほしい。

日本標準職業分類	日本標準産業分類
大分類 Hー生産工程従事者	大分類 Eー製造業
55 機械整備・修理従事者	
551 はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者	25 はん用機械器具製造業
552 電気機械器具整備・修理従事者	26 生産用機械器具製造業
553 自動車整備・修理従事者	27 業務用機械器具製造業
554 輸送機械整備・修理従事者（自動車を除く）	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
555 計量計測機器・光学機械器具整備・修理従事者	29 電気機械器具製造業
	30 情報通信機械器具製造業
	31 輸送用機械器具製造業

- ・説明文の見直しや例示の充実

（ISCO-18 改定にむけた ILO における議論）

- ・大分類7【技能工及び関連職業従事者】及び大分類8【装置ないし機械の運転作業員、組立工】のうち、少数の職業が大分類3技術者・準専門職に移動する可能性あり